

# 久慈市地域産品ブランディング業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

事業者及び個人事業主（以下「事業者等」という。）が販売する商品の認知度や市場競争力の向上等を見据えた地域産品のブランディングを目的として、首都圏でのテストマーケティングの実施と、これにより得られた知見から商品改良（ブラッシュアップ）に資する取組を図る。

当該業務を円滑かつ効果的に実施するため、目的及び内容にもっとも適した業者を選定するため公募型プロポーザルを実施するもの。

## 2 委託業務概要

- (1) 業務名称 久慈市地域産品ブランディング業務
- (2) 業務内容 別紙「久慈市地域産品ブランディング業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月19日まで
- (4) 委託料上限額 5,736,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式による。

## 4 参加資格

参加しようとする事業者等は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 久慈市の「物品の買い入れ等競争入札参加資格審査申請」に基づき、競争入札又は随意契約に係る必要な資格等の審査の申請を行い、企画提案書等の提出期限日時点において当該競争入札参加資格の認定を受けている事業者等であること。または、当該競争入札参加資格要件を同程度満たす事業者等であること。
- (3) 本募集開始日から選定日の間に、岩手県及び久慈市から指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 本業務の趣旨を十分理解し、的確に履行できること。

## 5 スケジュール

項目	日程
公募の開始	令和7年3月21日(金)
提案に関する質問書受付期限	令和7年4月9日(水)
提案に関する質問への回答	令和7年4月11日(金)
企画提案書等の提出期限	令和7年4月16日(水)17時
審査日	令和7年4月21日(月)
審査結果通知	令和7年4月24日(木)予定
契約締結	令和7年4月25日(金)以降

## 6 質問受付及び回答

- (1) 実施要領及び仕様に関することとし、審査に関する事項や他の提案者の状況、その他本業務の実施に必要なないと判断される質問は受け付けない。
- (2) 質問方法  
質問書(様式2)に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにて送付すること。  
送付先『seisaku@city.kuji.iwate.jp』
- (3) 質問に対する回答  
電子メールにより全ての質疑を全応募者に対して回答する。

## 7 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限  
令和7年4月16日(水)17時(必着)
- (2) 提出先及び提出方法  
久慈市総合政策部政策推進課政策推進係に持参又は郵送により提出すること。
- (3) 提出書類
  - ア 参加申込書(様式1)：1部
  - イ 企画提案書提出届(様式3)：1部
  - ウ 類似業務実績調書(様式4)：1部
  - エ 企画提案書(様式任意)：10部  
A4版両面印刷を基本とする。図・表などは必要に応じA3版の使用も可とする。
  - オ 実施体制調書(様式5)：1部
  - カ 見積書(様式任意)：1部

キ 会社概要及び会社のパンフレット(任意様式)：1部

ク 4参加資格(2)に基づき、企画提案書等の提出期限日時点において久慈市の物品の買い入れ等競争入札参加資格の認定を受けていない事業者等については、資格要件を同程度満たしていることを確認するため、次に掲げる資料についても提出することとする。

(ア) 参加資格要件確認資料チェックシート(様式6)：1部

(イ) 経営状況調査表(様式7)：1部

(ウ) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書(様式8)：1部 ※両面印刷

(エ) 久慈市税、法人税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する納税証明書(各機関所定の様式)：各1部

※ 久慈市税を課税されていない事業者等については、これに係る納税証明書の提出は不要とする。

## 8 審査

### (1) 審査方法

ア プレゼンテーション方式

イ 1事業者25分以内とする。(質疑応答10分を含む)

(2) 審査委員 庁内及び市内関係団体より選定する委員とする。

(3) 審査日 令和7年4月21日(月)

(4) 審査会場 久慈市役所 2階 大会議室

### (5) 説明資料

企画提案書を使用。なお、プロジェクターを使用する場合は事前に申し出ることとし、パソコン、プロジェクター、スクリーンは本市で用意したものを使用する。(ただし、パソコンは提案者の機器使用も可とする。)

(6) 評価項目 企画提案書等の評価については、以下の基準により総合的に行う。

審査基準	
I 企画提案	① 仕様書に記載された業務の目的・条件・内容・手法との適合について ② 業務遂行に対する実効性、具体性

	③ 関係者間の調整や打合せ、事務処理等に係る業務遂行体制について ④ スケジュールの適切性について ⑤ 仕様を満たした上での独自提案、工夫事項について
II 執行体制	実施体制の適切性について
III 業務実績	業務実施責任者、主たる担当者は同種業務や類似業務の経験を十分に有しているか。
IV 見積書	仕様書と提案内容、スケジュールなどを総合的に勘案し、見積額が合理的か。

## 9 失格事項

以下の事項に該当した場合は、失格とし、審査を行わないものとする。

- (1) 虚偽の内容を記載した者。
- (2) 審査の公平性を害する行為があった者。
- (3) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者。
- (4) 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった者。
- (5) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者のいずれかに該当する者。
- (6) その他「実施要領」に定める手続き及び内容を遵守しないもの。

## 10 委託契約の締結

審査の結果、総合点数の最も高い提案を行った者を契約予定者として選定する。

ただし、最高得点が複数ある場合は、審査委員の協議により決定する。

なお、契約内容については、提案書の内容を尊重しつつ、双方協議のうえ、確定するものとし、交渉が成立した場合は随意契約により契約を締結する。

## 11 その他

- (1) 提案書の複製、成果品の帰属等について
  - ア 提出された書類等は返却しない。提出された書類は審査に必要な範囲で複製する場合がある。
  - イ 本業務の成果物にかかる権利は久慈市に帰属するものとする。完成品は紙媒体及びCD-R等、その性質に適した形状により提出するものとする。
- (2) 問合せ先・送付先

**【担当課】**

久慈市 総合政策部 政策推進課 政策推進係

〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1番1号

電話 0194-52-2115 FAX 0194-52-3653

メール [seisaku@city.kuji.iwate.jp](mailto:seisaku@city.kuji.iwate.jp)

(様式1)

参加申込書

令和 年 月 日

久慈市地域産品ブランディング業務に係る公募型プロポーザル実施要領を承知の上、参加を申し込みます。

参加資格要件を満たしており、欠格事由に該当していません。

なお、参加を辞退する場合は、直ちに連絡することを約束します。

主たる事業所の所在地	
商号又は名称	
代表者 職氏名	

担当者 職氏名	
連絡先電話番号	
FAX番号	
e-mailアドレス	

(様式2)

質 問 書

(久慈市地域産品ブランディング委託業務)

質問日：令和 年 月 日

商号又は名称	
所属・担当者	
連絡先電話番号	
e-mail アドレス	
質問内容	
回答内容	

(様式3)

令和 年 月 日

企画提案書提出届

久慈市長 遠藤 譲一様

主たる事業所の所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

久慈市地域産品ブランディング委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領に基づき、企画提案書を提出します。

地方自治法施行令 抜粋

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者